

共立女子大学・共立女子短期大学研究データ管理ポリシー（以下「ポリシー」という。）の骨子は、次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

- (1) 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、研究データを収集・生成した研究者が主体的に決定できること。
- (2) 自らが収集・生成した研究データを、研究者は適切に扱うべきこと。
- (3) 本学は、その研究データの管理、公開及び利活用を支援すべきであること。
- (4) 研究データの管理、公開及び利活用により、社会的・学術的な意義を認識し、研究者間の協働や、産学連携、さらにはデータの二次利用を通じて、より多くの知的成果を創出することを促進すること。

## 1. 目的

本ポリシーは、本学における研究データの基本的な取り扱い方針を示すものである。本学の研究分野は多様であり、各研究科・学部・科により状況も異なることから、各研究科・学部・科では本ポリシーを踏まえたうえで、各研究分野の状況に応じて取り扱うものとする。

## 2. 研究データの定義

- (1) 研究データとは、「本学における研究活動」を通じて取り扱うデータをいう。  
「本学における研究活動」の解釈については以下の通りとする。
  - ① 研究活動の範囲：本学の施設・設備を使用して実施された研究を指す。また、以下の場合も含まれる。
    - 本学と協定を締結した外部機関から委託を受けて学内で実施された研究（ただし、個別の契約においてデータ管理に関する明確な取り決めがある場合は、その内容を優先する）
    - 大学名を記載した成果物を伴う研究
  - ② 個人的な委託研究の扱い：専任教員が企業等から個人的に委託研究を受託する場合は、大学の就業規定や倫理規定に基づき、研究活動としての適切性を事前に確認するものとする。必要に応じて関係部門との協議を行う。
  - ③ 勤務時間外の研究の扱い：勤務時間外に個人的に行う研究であっても、大学名を記載した成果物を発表する場合は、本ポリシーの対象となる。
- (2) デジタル・非デジタルを問わない。
- (3) 研究データには、収集・生成したデータだけでなく、それらを解析・加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 研究データには、研究活動で取り扱う次のデータが含まれる。「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、学外の研究者が共同研究として、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。
- (6) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集・生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを管理している場合には、本ポリシーの対象となる。

### 3. 研究データの管理等

- (1) 研究データを収集又は生成した研究者は、原則として、管理・公開・利活用についての決定権を有し、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学関係規程に規定される範囲にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含む場合等）には、それらを害してはならない。
- (2) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。
- (3) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをいう。
- (4) 研究データの利活用とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等を創出するための行為をいう。

### 4. 研究データの利活用と研究者の責務

- (1) 「研究者」とは、本学において研究活動に従事する全ての者をいう。学生であっても研究活動に携わる場合は、研究者に準ずるものとして、本ポリシーの対象とする。
- (2) 研究者は、研究データの適切な管理に加え、その利活用を積極的に推進する責務を有している。これには、研究成果の共有を通じて学術発展に貢献すること、公開可能なデータを適切なフォーマットで提供すること、そしてデータ再利用の可能性を高めるために必要な情報を付与することが含まれる。
- (3) 学生や研究生も研究者に準じた責務を負い、指導教員の指導の下で利活用の基礎を学ぶことが求められる。
- (4) 研究者は、異動又は退職後も、研究データの管理、公開及び利活用について責務を負う。

### 5. 大学の責務

本学は、次に掲げる事項について、研究支援として実施する。

- (1) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動の支援
- (2) 研究データを公開するためのデータリポジトリの整備
- (3) 公開する研究データのメタデータ作成の支援
- (4) 研究データの共同研究や産学連携、二次利用、さらには社会貢献を目的としたデータ利活用の推進
- (5) 研究データに関する契約、法務等の支援
- (6) 研究データの管理・保存・公開の取組みの奨励と実績の評価
- (7) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等の制定及び整備
- (8) 研究データを管理・保存するためのデータプラットフォームの整備
- (9) 研究データの管理・保存・公開及び利活用の啓発

### 6. その他

本ポリシー解説は、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。改廃については、運営委員会の議を経て研究科長・学部長・科長会の承認を得るものとする。